

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務 仕様書

1 業務名

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務

2 要旨

本仕様書は、「祝島～柳井航路改善計画策定支援業務」（以下「業務」という。）の内容を示すものである。

3 祝島～柳井航路の現状と課題

上関航運有限会社が運航する「祝島～柳井航路」では、離島航路確保維持計画に基づき、「いわい」1隻で1日3便を運航している。

祝島～柳井航路は、地区住民の通勤、通院、買物等の日常生活を支えるとともに、生活物資や産業活動に必要な物資、さらには、電気、ガス、水道等の社会資本を維持するために必要な資材、機器等を輸送するなど、大変重要な役割を担っている。

このため、本航路を地区住民のライフラインと位置付け、事業者のみならず、行政、地区住民、その他関係機関と協働して、航路の維持、存続に向けた取り組みを行うことが必要である。

上関航運有限会社の所有船舶である「いわい」は就航から9年が経過している。

大きな故障には至らないものの様々な不具合が生じ、多額の修繕が必要となっており、船舶の安全で安定的な運航に向け、今後更なる修繕の増大が懸念されている。また5年に1回の定期検査時(R9.3)には2基の主機をオーバーホールするため多大な費用が発生する予定である。

これらのことから金融機関からの借入れをしながら経営を継続しているが、返済に支障が予測された場合借入れが厳しい状況にさらされる可能性がある。

今後航路を維持していくためにこれらの経営上の危機を改善していく事が課題となっている。

4 航路改善計画策定の目的と期待する効果（現時点での弊社の想定）

上記3を踏まえ、祝島と本土を繋ぐ唯一の航路である祝島～柳井航路の維持・確保に向けて、運航を効率的で持続可能なものとし、利用者への安全・安心を担保するため、調査・検討を行い「祝島～柳井航路改善計画」を策定する。

なお、弊社では、航路改善に向けて現状航路の見直しを想定しており、欠損額が増大している航路区間を見直すことにより経費の削減を図り、経営状況を改善し、将来持続可能な航路とすることを目的とする。それにより、船員や利用者にとっても安定的な生活環境を保つことが可能となる。

5 計画策定業務の対象航路

祝島～柳井航路

6 契約期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日までとする。

7 業務内容

(1) 航路の将来予測・分析

①アンケート調査

島民及び島民以外の航路利用者について意向を把握するためのアンケート調査等を実施する。

②航路の将来予測・分析

祝島～柳井航路の基礎情報や利用実態、アンケート結果、航路関係に詳しい専門家による経営診断結果などを活用しながら、航路全体の問題点や課題を分析し、将来の需要予測を含めた分析を行う。

(2) 航路改善方策の検討

サービス基準（便数、運賃）の見直し、効率的な運航体制等、様々な観点から総合的に収入増加の方策・費用減少の方策を検討する。

また、収益拡大と利用促進の方法についても検討する。

(3) 航路改善協議会及び島民説明会へのオブザーバー参加及び資料作成

祝島～柳井航路改善協議会の開催に係る打ち合わせ、資料の作成、協議会の運営補助、協議会及び島民説明会の議事録の作成を行う。なお、資料の印刷にかかる費用については上関航運有限会社で負担する。

なお、協議会の開催及び住民説明会の予定については下記のとおりとするが、開催時期については都合により変更することがある。

令和8年6月	第1回 祝島～柳井航路改善協議会
令和8年8月頃	第2回 祝島～柳井航路改善協議会
令和8年10月頃	第3回 祝島～柳井航路改善協議会
令和8年11月頃	住民説明会（蒲井・四代・祝島自治会）
令和9年2月頃	第4回 祝島～柳井航路改善協議会

(4) 各自治会事前協議会のオブザーバー参加及び資料作成

祝島～柳井航路改善の理解を深めてもらうため、あるいは、抜港等により関係住民への生活面での影響を考慮して住民説明会の前に事前協議会を開く。

また意見が多岐にわたることが予測されるため、協議を重ねながら意見の集約を図る。

説明会の回数については蒲井1回、四代1回、祝島2回を予定している。その際には、説明資料の原案を作成すること。

(5) 「祝島～柳井航路改善計画」の策定

財務会計専門家との連携・協議・調整のもと、上記(1)、(2)及び祝島～柳井航路改善協議会での検討結果を踏まえ、第3回航路改善協議会において協議する予定の「航路改善計画素案」及び第4回航路改善協議会において協議する予定の「航路改善計画」を策定する。

(6) その他

計画策定全般に関して必要な業務の支援や上関航運有限会社の経営改善等に向けて必要な提言をする。

8 業務に関する補足事項

(1) 業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、上関航運有限会社及び受託者並びに財務会計専門家の3者は、常に綿密な連絡を取り、適切な業務遂行を図る。

(2) 作成する資料は、島民から見やすく、読みやすく、わかりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

9 成果品等の提出

(1) 業務の成果品は以下のとおりとする。

ア 祝島～柳井航路改善計画書 20部(くるみ製本)

イ 業務報告書(各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む)
1部

ウ 上記資料の電子データ(CD-R等) 1部

※印刷物として提出するものは、全てA4版とする。

※電子データは、PC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

(2) 業務の成果品の納入先は、上関航運有限会社とする。

10 その他留意事項

(1) 業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ上関航運有限会社の承認を得れば認める。

(2) 業務における成果については、全て上関航運有限会社に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(3) 業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(4) 業務の遂行で疑義が生じた場合は、上関航運有限会社と協議の上、別途定めるものとする。

(5) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。